

山陽学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、山陽学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 27(2015)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

学園は明治 19(1886)年に山陽英和女学校として創立された。大学は学園創立以来の教育理念である「愛と奉仕の心を培う」を定着させ、より一層の実現を目指すため、平成 6(1994)年に開設された。学則に建学の精神・基本理念を踏まえた使命目的が明示されており、それらは式典をはじめ学報、入学案内、学生生活ガイドなどを通じて学生に周知されている。また、「人間学」「知的生き方概論」などの必修科目に建学の精神や教育理念を盛り込み、全学共通教育科目群「山陽スタンダード」としてまとめ、初年次教養教育としている。

大学は平成 15(2003)年より数回にわたり学部などの改組あるいは新設を行い、完成年度を迎えていない学科もあるが、教育組織としての要件は満たしている。

留学生が多いことから日本人学生の異文化体験の機会は少なくないが、外国協定校における「異文化理解実習」が実施されている。単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が定められ、その点検・評価は適正に行われている。

各学部・学科のアドミッションポリシーが明確に示され、それに沿った選抜試験が行われている。学習支援体制は学習支援センター、学生生活へのサービスはアドバイザー制度により、それぞれきめ細かく行われている。また、就職支援はキャリアセンターで積極的に行われている。

教育課程遂行に必要な専任教員は確保されており、教員の採用・昇任についても選考規程が定められ、適正に行われている。教員の担当コマ数も偏りなく適切に配分されている。なお、平成 22(2010)年から「教員評価システム」の本格的導入がなされている点は評価できるが、研究面において科学研究費補助金の申請増加に、組織的に取組まれることに期待したい。専任職員数は十分とはいえないが、適切に業務が遂行されている。平成 21(2009)年度から各種委員会に職員が構成員として参画し、教員と職員の連携体制がなされている。教員評価が既に導入されていることもあり、今後は職員評価の導入にも期待したい。

大学の管理運営体制においては、理事会の機能が寄附行為に基づいた形で強化されることを期待する。自己点検・評価報告書は大学運営に反映され、学外にも配布されているが、今後はホームページなどを通じて学外に公表されることが望まれる。

財務はやや厳しい状況にある。平成 18(2006)年以降、帰属収支差額がマイナス値を示しているが、このような状況のもと、学生数確保のための学部の改組及び新設などの努力で、平成 22(2010)年度の入学定員総数は確保された。しかし、法人全体並びに大学ともに支出過多の状況であるため、今後、学生数の確保を継続的に行い、大学の作成している中長期シミュレーションによる目標の実現が望まれる。

校地・校舎面積は設置基準を満たしており、必要な施設は整備されている。施設の安全のために、早急に耐震診断を実施されたい。

社会連携は活発で、大学がある「平井地区」では、学長、副学長などが自ら交流に参加している。大学に必要な組織倫理は概ね規定されており、緊急時連絡体制も整っている。教育研究成果は、「紀要」などを通じて、また、ホームページでも公表されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、明治 19(1886)年創立の歴史を感じさせる大学であり、教育理念として「愛と奉仕の心を培う」がうたわれている。学則第 1 条に建学の精神・大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的が定められ、同第 2 条に学部の目的が定められている。建学の精神などは式典、学報、記念誌などを通して、また、入学案内、学生生活ガイドに明確に示され、周知されている。

また、内部教職員に対しては研修会などで、学生に対しては「人間学」「知的生き方概論」などを必修科目として開設し、周知させている。また、大学の使命・目的も入学案内、「上代淑研究」、学報などの発刊により学内外に周知されている。

特に、建学の精神・理念及び大学の使命・目的は、一般教養教育において全学共通教育科目群である「山陽スタンダード」に盛り込まれ、前述の「人間学」「知的生き方概論」を通して周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

平成 15(2003)年に国際文化学部をコミュニケーション学部に変更、平成 21(2009)年にコミュニケーション学部を改組転換し、総合人間学部とし、生活心理学科と言語文化学科を設置するとともに、同年に看護学部看護学科を設置した。国際文化学から現在の総

合人間学への変遷は、現代の社会の多様な要求に呼応して、生活心理学科など新しい領域の創生を目指したものであり、更に、新設の看護学を含め、建学の精神を基底にした学部学科に改編されている。学科単位で資格教育を関連させ、学びの目的もより具現化されている。

全学共通教育科目が「山陽スタンダード」という科目群としてまとめられ、「人間学」など人間形成のための教養教育がなされている。教養教育に関しては教務委員会が中心となって、全学共通教育科目、一般教養科目、語学科目などを適切に運営している。教養教育の運営上の責任は教務委員会が担い、学科会議の議を経て、最終的な責任は教授会が負っている。

教育研究に関する学内意思決定機関として、運営協議会が短期大学と合同開催されているものの、大学の使命・目的及び学習者の要求に概ね対応できている。また、平成 21(2009)年度から学長直轄の企画室が設置され懸案事項について対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部の教育目的は建学の精神・大学の基本理念に基づき、学則第 2 条に定められ、ホームページ、入学案内などにも公表されている。教育目的達成のために、課程別に教育課程の編成方針が設定されている。教育目的に応じた演習・実習は工夫されているが、今後、総合人間学部各学科における人材養成に関する教育上の目的、教育目的に基づいた教育目標の整理、公表が望まれる。

各学部の教育課程の編成方針に即して、共通教育科目と専門教育科目に分け、各学部各学科の教育目的が実現できるようになっている。生活心理学科の「平井ラーニング」では地域の公民館や老人ホームなどで取材やボランティア活動を継続的に実施している。外国語教育にも力を入れており、外国協定校などにおいて「異文化理解実習」を可能とすることなどユニークな取組みがある。

単位の認定、進級及び卒業・修了の要件は定められており、点検・評価が適正に行われている。成績評価基準は学則第 15 条に定められているが、シラバスにおける整理が期待される。

完成年度を迎えていない学科もあるが、教育目的の達成状況の点検・評価に取り組んでいる。

【参考意見】

・シラバスにおいて成績評価基準が不明瞭な科目があるので、記載内容の充実が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

現在、学年進行中ではあるが、総合人間学部、看護学部とも、それぞれ学部、学科のアドミッションポリシー、教育目標を明確に定め、広く公開しており、アドミッションポリシーに沿った選抜試験が実施されている。

学習の支援体制は、学習支援センター、「ALPS(Advanced Language-Learning Program System)委員会」、英語習得及び資格取得のための「ラーニングセンター」とともに、個々の学生に対しては、オフィスアワー制度、アドバイザー制度、更に、留学生には留学生センターが対応するなど、きめ細かい学習支援及びサービスを行っている。今後、「基礎学習向上プログラム」や少人数教育の成果とともに、これら支援策の成果が期待できる。

学生生活全般のサービスは、課外活動表彰制度や奨学金制度などを設けるなど、精神面、経済面での学生生活の支援を行うとともに、学生委員会をはじめとした、アドバイザーによる支援体制が組織化され、個々の学生のニーズに臨機応変に対応している。加えて、学生の健康相談、心的支援、生活相談などを、アドバイザーあるいは学生相談室のカウンセラーがきめ細かく対応している。

学生サービスは、学長直行便や、学友会との懇談会も加え、学生の意見をくみ上げる複数のチャンネルによるシステムを構築している。

就職・進学支援のためにキャリア支援の共通教育科目の設置や、キャリアセンターの設置など、教育課程及び課外における学生個々のキャリア支援をきめ細かく行っている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

総合人間学部、看護学部とも学年進行中ではあるが、教育課程遂行に必要な専任教員を学位の種類及び分野に応じて適切に配置するとともに、主要科目については専任の教授あるいは准教授が担当している。また、教員の採用・昇任の方針も選考規程で明確にされ、適切な選考を行っている。

教育の質を確保するため、教員の担当コマ数も特定の教員に偏ることなく適切に配分されており、実習・実技などの授業科目には、助手に補助させるなど、教育研究活動に対する配慮がなされている。

授業の内容及び方法の改善を図るために、自己評価委員会と FD(Faculty Development)委員会が中心となり、非常勤講師を含む全教員が「学生による授業評価」を実施している。教育研究活動を活性化する施策としては、平成 22(2010)年度から「教員評価システム」を本格的に導入している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編成は、「学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程」に規定され、専任職員数は十分とはいえないが、各部署に配置され業務が遂行されている。年齢構成において世代間の偏りがあり、今後、人事採用計画を策定するなど計画的な採用が望まれる。

組織的な SD(Staff Development)研修の取組みは、着手されたばかりであるが、全教職員を対象とした研修をはじめ、学外研修への参加や外部講師を招いてのビジネスマナー研修が行われている。

研究支援のための事務体制は十分とはいえないが、教育支援については、キャリアセンターを設置して就職支援、各種資格取得支援、学習支援が行われているなど、教員組織と連携を図りながら運営されている。また、平成 21(2009)年度から各種委員会に職員が構成員として参画し、教員組織と職員組織が連携協力して取組む体制になっている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営体制については、寄附行為に基づき、理事会、評議員会が整備され、理事、評議員の選任や理事会、評議員会の開催が行われているが、今後は理事会の開催が、形式的にならないよう理事会の機能を更に強化されることを期待したい。

大学では、各教授会、運営協議会、各種委員会が管理運営体制として整備され、適切に機能している。運営協議会は、大学と短期大学に共通する重要課題を協議する目的で、開催されている。

管理部門と教学部門との連携については、学長、総合人間学部長が理事会の構成員であり教学部門の意向が反映される体制になっている。平成 21(2009)年度から、経営会議を毎週 1 回開催し、学園内の重要事項、学園全体に係る業務計画及び遂行状況について意見交換が行われている。

自己点検・評価の体制については、平成 13(2001)年 6 月に「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」が制定され、自己評価委員会が発足した。自己評価報告書は、これまでに 4 回刊行され、自己点検・評価の結果が、大学運営の改善に反映されている。

【改善を要する点】

・平成 22(2010)年 3 月（予算）及び 5 月（決算）の理事会及び評議員会において、理事（外

部理事)及び評議員(外部評議員)の欠席が多い。私立学校法第37条ほかの規定に則り、適切な運営を行うよう改善を要する。

- ・一部の理事(外部理事)及び評議員(外部評議員)が委任状出席又は欠席により数年にわたり出席していない。寄附行為に基づいた手続きを行うとともに、出席を促す取組みを行うよう改善を要する。

【参考意見】

- ・自己点検・評価の結果については、ホームページに掲載するなど、学外に広く公表されることが望まれる。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

財務は、帰属収支差額が平成18(2006)年度以降マイナス値で推移する状況が続いている。その主因は学生数の減少で平成17(2005)年度以降、平成21(2009)年度まで収容定員比率が低下し続けている。大学は、こうした状況下、平成15(2003)年度以降、学部の改組、新学部設置の努力を重ねており、平成21(2009)年には総合人間学部、看護学部の2学部体制と改組した。この新学部設置に伴う支出増加の結果、在学生数を増加させてはいるものの、平成21(2009)年度決算状況は、法人全体、大学ともに支出過多であった。しかし、平成22(2010)年度には、入学者数は2学部合わせて入学定員を満たしており、今後は、大学作成の中長期シミュレーションによる目標を達成し、収支改善に向けた努力が望まれる。

会計処理に関しては、監査制度をはじめ、規程を順守して行われている。財務情報の公開に関しては、法律の求める範囲に即応するものである。

外部資金の獲得は、学内にGP(Good Practice)委員会を設置し制度的整備が行われ、今後の実績値の向上が期待される。

【改善を要する点】

- ◎大学での帰属収支差額は過去4年間にわたってマイナスであり、今後は、大学が作成している中長期シミュレーションによる目標を確実に進捗させることによって、入学定員、収容定員を安定的に充足するよう改善が必要である。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎の面積は、設置基準を満たしており、有効に活用されている。校地内には、緑が多く、学生のボランティアサークル「爽健美化」により花なども植えられ、快適なキャンパスとなっている。

施設の安全性について、建築基準法改正前に建設された建物については、耐震性の調査などを早急に行い、結果に応じた対応が望まれる。バリアフリーに関してはスロープなどの設備が進められており、概ね整備されている。

講義室、研究室、演習室、コンピュータなど教育研究、課外活動に必要な施設設備を備えているが、今後、老朽設備の更新、コンピュータの更新などの計画的な整備に期待する。

また、図書館も最終授業終了後も開館されており、自習などに活用されている。また、ラーニングセンターにおいては継続的な英語指導がされており、アメニティに配慮した教育環境が整備されている。

【改善を要する点】

- ・施設の安全性確保のために、早急に耐震診断を実施するよう改善を要する。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

教育理念に「愛と奉仕の心」がうたわれている大学であり、特に地域社会への奉仕が考慮されている。

図書館の開放、公開講座、専門講座、公開講演会、小学校外国語活動講座、リフレッシュ教育、地域活性化支援の教員派遣など、大学の資源を社会に提供している。

企業や他大学との関係では、産学連携コーディネート活動、インターンシップにおける県経営者協会との連携、商店会との連携、岡山 16 大学とのコンソーシアムにおける「吉備創生カレッジ」、近隣自治体など各種委員会への人的貢献、地域社会における学生ボランティア活動、「Sanyo 子育て愛ねっと」活動など、豊富な活動を行い適切な関係が構築されている。

「地域の知の拠点活性化のための教員派遣」を行うことにより社会連携をより密接にするため、「社会サービスセンター」を設置し、センターに「産学連携コーディネータ」を配置している。また、大学がある「平井地区」との交流は特に盛んで、地元三役との会議で、学長、副学長、学部長、学科長、社会サービスセンター長らが出席している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織的な倫理確立のための規程は、「学校法人山陽学園勤務規則」「学校法人山陽学園公益通報に関する規程」「山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範」「山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程」「山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が定められており、「セクシュアル・ハラスメント委員会」において、パワーハラスメント防止、アカデミックハラスメント防止に向けたルール化が検討中で、組織倫理構築に向けた取組みは進行している。将来的には感染症対応、施設安全運用基準なども視野に取入れられることが期待される。

危機管理に関しては、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」が定められている。キャンパスの安全防災は、外部企業の業務委託によって一括管理が行われ、緊急時には警察、消防及び学園担当者へ連絡がとれる体制となっている。

学園が設置する学生寮については、「山陽学園学生寮規則」及び同細則が定められ、実質的には寮管理者の配属、外部警備会社との契約による管理が行われている。その他、寮生には門限、外泊許可制度などにより所在確認が行われている。

公的研究費の不正防止対応では、「研究費の不正使用に関する取扱規程」が制定されている。教育研究成果は毎年発行の「山陽論叢」、年4回発行の「学報」で公開されている。

【参考意見】

- ・危機管理関係の運用を支えるマニュアルの整備が望まれる。

